

発議第1号

令和7年3月11日

糸魚川市議会議長 保坂 悟 様

提 出 者 糸魚川市議会議員 田中 立一

賛 成 者 糸魚川市議会議員 阿部 裕和

## **夫婦・親子同氏制度を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書**

上記議案を糸魚川市議会会議規則第14条の規定により提出します。

## 夫婦・親子同氏制度を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書

最近、夫婦が別々の氏（姓）を名乗ることもできる、選択的夫婦別姓制度を盛り込んだ民法改正の動きがあります。夫婦の氏の在り方については、政府の「第5次男女共同参画基本計画」では、「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮」するとなっています。

夫婦別姓は親子の間で姓が異なる親子別姓になる可能性があり、ひいては兄弟姉妹がバラバラの姓になる可能性すらあります。令和3年の内閣府の世論調査では、別姓は子供にとって好ましくないという声は69.0%にも上り、子供への心の影響を第一に考えるべきです。

また、同世論調査では、同姓制度維持が27%、現在の同姓制度を維持した上で旧姓の通称使用について法制度を設けた方がよい42.2%と回答しています。つまり、旧姓の通称使用を希望する人たちは同姓制度は維持すべきとの前提があり、従って、同姓制度を維持すべきと答えている人は実際は69.2%です。それに対し、別姓導入賛成は28.9%です。夫婦別姓の導入は、国民世論の賛同を得ているとは到底言えません。しかも、自ら別姓を希望する人は一割にも達していません。

さらに、夫婦別姓は「選択制」だから良いのではないかとされていますが、「選択」であっても、それが導入されると姓は「個人の呼称」にすぎなくなります。それは「ファミリーネーム」の否定となり、社会の基盤である家族とその制度に重大な問題を引き起こさざるを得ません。

私共は、夫婦・親子同氏制度を維持し、第5次男女共同参画基本計画に定められた様に「婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることをないような」運用をすすめ、「引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組む」などの施策を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

新潟県糸魚川市議会議長 保坂 悟

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

女性活躍担当大臣 殿